

一般廃棄物処理基本計画
1・2面

成年後見制度利用促進
基本計画 3・4面

災害廃棄物処理計画
6・5面

江東区一般廃棄物処理基本計画(素案)

区では、5Rによるごみ減量の更なる推進と、ごみを適正に処理するため、「江東区一般廃棄物処理基本計画」の改定作業を進めています。このたび、素案がまとまりましたので、その概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

※5R:ごみを減らすための、Rではじまる5つの行動

Refuse(リフーズ)	ごみになるものを 断る
Reduce(リデュース)	ごみを 発生させない
Reuse(リユース)	ものを 繰り返し使う
Repair(リペア)	ものを 修理して使う
Recycle(リサイクル)	資源として 再生利用 する

【計画策定スケジュール】

12/1(水)	意見募集開始
12/28(火)	意見募集締切
	区議会への報告
3月(予定)	計画策定
	区民への公表

素案に対してご意見をお寄せください

計画の素案に対する皆さんのご意見を募集します。全文は区ホームページのほか、こうとう情報ステーション(区役所2階)、清掃リサイクル課(区役所隣防災センター6階4番)、清掃事務所(潮見1-29-7)で閲覧できます。いただいたご意見や区の考え方は、後日、区報・区ホームページに公開します。また、ご意見に対する個別回答は行いませんので、ご了承ください。

【意見の募集期間】

12/1(水)～28(火) 必着

【意見の提出方法】

①氏名②住所③年齢④ご意見⑤区外の方は在勤・在学などを記入し、郵送(区報掲載のはがき等)・ファクスまたは清掃リサイクル課窓口へ。区ホームページからも提出できます(電話受付は行いません)。

☎ 清掃リサイクル課

☎3647-9181、FAX5617-5737

改定の背景とポイント

改定の背景

区では、平成29年3月に「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後、清掃リサイクル事業を取り巻く状況は大きく変化し、それに伴う国・東京都の計画の改定や法整備等に対応するため計画を改定します。

改定にあたっては、江東区環境審議会答申「江東区一般廃棄物処理基本計画改定に係る当該基本計画に盛り込むべき考え方について」の内容を尊重し、計画の素案をまとめました。

改定のポイント

●基本方針は、前計画を踏まえつつ、端的で分かりやすいものに変更します。
●スローガンは、基本理念・基本方針を達成するためには一人ひとりの意識や行動を変えていくことが大切であることから「もったいない、一人ひとりの行動が、地球を守る、未来を変える」とします。

●「食品ロスの削減」と「プラスチックの資源循環」を重点施策とし、新たに「食品ロス削減推進計画」を内包する形で策定します。
●新型コロナウイルス感染症による影響や資源化率と5Rの関連を考慮し、目標値を設定します。
●区民・事業者・区の役割・行動を具体的に示します。

計画素案の概要は2面に掲載

パブリックコメント(意見募集)を実施



▲区民まつりでのごみ収集体験の様子

郵便はがき



差出有効期間
令和4年1月6日まで

(切手を貼らずに
お出しください)

1 3 5 8 7 9 0

001

江東区役所 環境清掃部

清掃リサイクル課 行

(受取人)
東陽四丁目11番28号



江東区一般廃棄物処理基本計画（素案）の概要

体系図

〈重点施策 1〉

食品ロスの削減(食品ロス削減推進計画)

〈重点施策 2〉

プラスチックの資源循環

～スローガン～

もったいない、一人ひとりの行動が、
地球を守る、未来を変える

〈基本理念〉

持続可能な資源循環型

地域社会の形成

〈基本方針〉

基本方針1
区民・事業者・区の情報共有と連携の強化

基本方針2
リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進

基本方針3
環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

基本方針4
安全・安心なごみの適正処理

〈施策の方向性〉

5Rによるごみ減量の取り組みやごみの適正処理についての理解の促進

適切な役割分担の下で連携する関係の構築

リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)の取り組み

リユース(再利用)・リペア(修理)の取り組み

リサイクルの取り組み

家庭ごみの適正排出の推進

事業系ごみの適正処理の推進

効率的で人と環境にやさしい収集運搬

適正な中間処理、最終処分の確保

大規模災害による災害廃棄物の適正処理体制の整備

〈具体的施策〉

区民・事業者への情報発信など

区民・事業者の自主的な取り組みの促進など

区民・事業者による「ごみになるものを断る」「ごみを発生させない」取り組みの促進など

区民・事業者による「ものを繰り返し使う」「ものを修理して使う」取り組みの促進など

区民・事業者によるリサイクルの取り組みの促進など

適正な排出を促進するための取り組み

適正な処理を促進するための指導など

高齢者等への支援など

適正な中間処理と関係者の連携など

災害廃棄物処理計画の策定など

第 1 部 一般廃棄物処理基本計画策定の背景

第 1 章 計画の目的・状況の変化等

国・東京都や国際的な動向など、本区を取り巻く状況の変化に対応した計画に改定します。[計画期間] 令和4年度～13年度(10年間)。中間年度に計画を見直します。[進捗管理] PDCAサイクル(事業の点検・評価・見直しを行う仕組み)の手法により、本計画の目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図ります。

第 2 章 江東区とごみの歴史

本区が長年苦しめられたごみ問題や清掃負担の公平、中央防波堤埋立地について記載しています。今後も、ごみの減量とリサイ

クルを推進するよう、他区に対して働きかけていくとともに、23区で連携・協調し、進めていきます。

第 3 章 清掃リサイクル事業の現状と課題

資源・ごみ量等の推移、ごみ処理・リサイクル事業のコストを分析しています。また、高齢者・外国人を含めた人口増加、ごみの発生抑制など5Rの課題、埋立処分場の延命、まちの美化の推進、安全なごみ・資源の収集・回収などの課題を整理し、第2部の具体的施策へつなげます。

第 2 部 一般廃棄物処理基本計画

第 1 章 基本的な考え方

『江東区基本構想』『江東区長期計画』『江東区環境基本計画』に示された方向性を実現するため、基本理念、基本方針、スローガンを上記体系図のように定めます。

また、5Rの推進には区民・事業者の取り組みが不可欠ですので、区民・事業者・区の役割について記載しています。

第 2 章 ごみ量の推計と目標値

次のようなごみ減量目標値を掲げ、毎年度、進捗状況を管理します。

基本指標 1

区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量
(令和2年度：656g/人日→令和13年度：561g/人日)

基本指標 2

区民1人あたり1日の区収集ごみ量
(令和2年度：480g/人日→令和13年度：391g/人日)

基本指標 3

資源化率
(令和2年度：27.2%→令和13年度：30.7%)

基本指標 4

大規模建築物事業者の再利用率
(令和2年度：71.73%→令和13年度：74.70%)

第 3 章 基本方針に基づく具体的施策

上記体系図のように定めます。「食品ロスの削減」と「プラスチックの資源循環」を重点施策とします。また、新たに「食品ロス削減推進計画」を内包する形で策定します。食品ロスを減らす基本は、まずは食材を「使いきる」ことであり、そして作ったものや買ったものを「食べきる」ことです。このことを、各主体が実施することで食品ロスを減らすことができます。プラスチックごみ削減は、リフューズ、リデュースなどが基本です。

第 4 章 生活排水処理基本計画

生活から出る排水を適正に処理するための指針を示します。

江東区一般廃棄物処理基本計画(素案)へのご意見をお聞かせください。

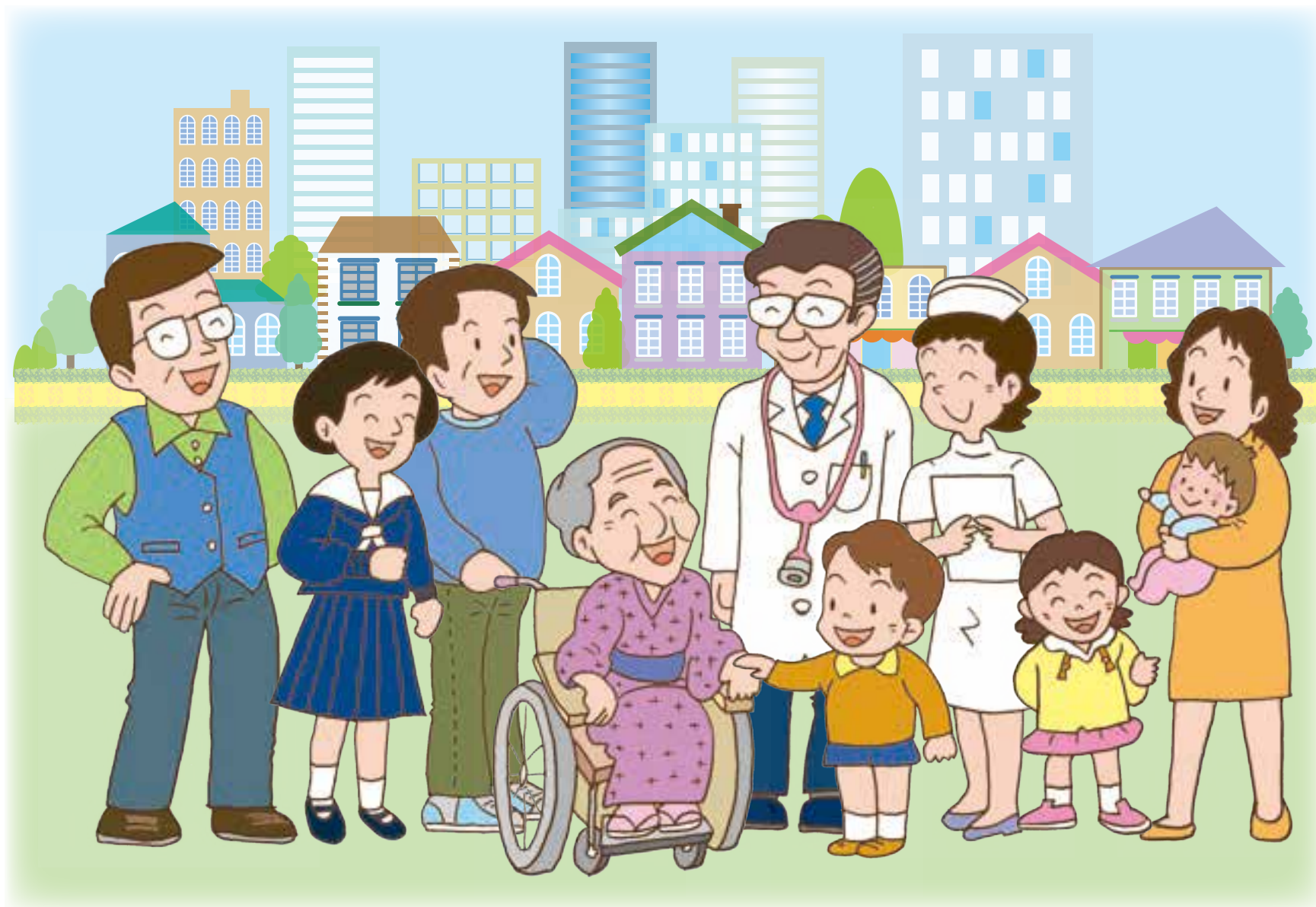
意見募集締切:12/28(火)必着

氏名	
住所	
年齢	20代以下 30代 40代 50代 60代 70代以上

※いただいた個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

江東区 成年後見制度利用促進基本計画 素案

パブリックコメント(意見募集)を実施



郵便はがき

1 3 5 8 7 9 0

001

(受取人)
東陽四丁目11番28号

江東区役所 福祉部

地域ケア推進課 権利擁護係 行

料金受取人払郵便

深川局承認

1182

差出有効期間
令和3年12月
28日まで(切手を貼らずに
お出しください)

(きりとり線)

(きりとり線)

素案についてご意見をお寄せください

区では、令和4～7年度を期間とする「江東区成年後見制度利用促進基本計画」の策定作業を進めています。このたび、計画の素案を作成しましたので、区民の皆さんにその概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

計画の素案の全文は、区ホームページのほか、こうとう情報ステーション(区役所2階)、地域ケア推進課(区役所3階7番)、障害者支援課(区役所隣防災センター2階12番)、権利擁護センター(高齢者総合福祉センター2階)、保健所、各保健相談所、障害者福祉センター、各福祉園、各出張所、豊洲特別出張所、各図書館、各長寿サポートセンタ

でも閲覧できます。
いただいたご意見や区の考え方は、後日、区報・区ホームページに公開します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

【意見募集期間】
12月1日(水)～22日(水)必着
【提出方法】
①氏名②住所③年齢④ご意見⑤

今後のスケジュール

12/1(水)	・意見募集開始
12/22(水)	・意見募集締切
令和4年3月	・区議会へ報告 ・計画策定 ・区民へ公表

☎ (3647) 4324
FAX (3647) 3165

区外の方は在勤・在学などを記入し、郵送(区報掲載のはがき等)、ファクスまたは地域ケア推進課窓口へ。区ホームページからも提出できます(電話受付は行いません)。

☎ 地域ケア推進課権利擁護係

素案の概要は
裏面に掲載

江東区成年後見制度利用促進基本計画(素案)意見募集 3・4面

江東区 成年後見制度利用促進 基本計画(素案)の概要

計画の趣旨

認知症、知的障害、精神障害等があり、判断能力に障害をきたすことで、さまざまな生活困難に直面する事例が生じています。こうした状況に陥った方や、そのリスクがある方を地域全体で支えあう仕組みを作ることが、急務となっています。

本計画は、区における成年後見制度の利用を含む権利擁護支援体制を充実させる取組指針を示すものです。

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や、知的障害、精神障害等により、判断能力が十分ではない方のために家庭裁判所が選任した後見人、保佐人や補助人(以下「後見人等」が本人の意思を尊重しつつ、契約や財産管理、身上保護を行うことで、本人の権利の実現を支援する制度です。

成年後見制度の利用状況

江東区に住民登録がある方が、どのくらい成年後見制度を利用しているかについて、区は東京家庭裁判所が集計した概数により確認しています。この概数によると、令和2年12月の時点で、約700人の方が、利用しています。

成年後見制度の課題とこれからの権利擁護支援

成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の充実を図っていくためには、「地域連携ネットワーク」の整備が重要です。地域連携ネットワークは、地域住民と区内の関係機関、医療、福祉、司法等の分野をこえた多職種が有機的に連携する権利擁護の支援体制を言います。区は、次のような状況を踏まえてネットワークを整備し、成年後見制度の利用促進に努めていきます。

1 権利擁護支援が必要な人の発見・支援

区は、成年後見制度の周知を進めていますが、これまで以上に制度の周知・啓発に努めていくことが重要と考えています。認知症や知的障害、精神障害等により、本人の判断能力が十分でなく、自ら支援を求められない人を適切な支援につなげていくために、身近な親族や地域住民、福祉関係者、医療関係者に成年後見制度をはじめとした権利擁護支援についての理解を深めていただき、支援につなげていくことが大切です。

2 早期の段階からの相談・対応体制の整備

判断能力が十分ではない方を取り巻く課題が深刻化する前に、早期の段階から権利擁護支援の

必要性を見極めて相談・支援につなげていくためには、支援のニーズや課題に気づきやすい介護事業者や障害福祉サービス事業者が、長寿サポートセンター等と緊密に連携することが大切です。そして、権利擁護支援にあたっては、専門的判断も重要となるため、権利擁護センター(※)や、後見人等として現場を支えている弁護士・司法書士・社会福祉士のような専門職団体や区の関係各課とも連携を図りながら、幅広い相談体制の充実に取り組む必要があります。

※権利擁護センターを体制強化し「中核機関」とします。整備時期は今後調整します。

3 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

本人が自分らしい生活を送っていくためには、後見人等が本人の意思決定支援を行い、本人の意思を尊重するとともに、その心身の状態および生活の状況等を踏まえた身上保護を行っていくことが必要です。そして、後見人等がそのような後見事務を継続的かつ安定的に行っていくためには、地域で後見人等を支援する体制を構築する必要があります。

地域連携ネットワークの運営方針

1 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

権利擁護支援が必要な人について、その状況に応じ、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者に法的な権限を持つ後

見人等が加わる形で「チーム」としてかわる体制づくりを進めます。そして、「チーム」が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、対応する仕組みを構築していきます。

2 成年後見制度利用促進協議会の設置および運営

「成年後見制度利用促進協議会」(以下「協議会」)は、成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。協議会の事務局は中核機関(中核機関ができる前には区)が務めます。

3 地域連携ネットワーク・中核機関の体制構築

地域連携ネットワークを整備し、協議会を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になります。区は、この中核機関の体制を構築し、さまざまなケースに対応できる法律・福祉等の専門知識を蓄積させながら、中核機関が地域における連携・対応強化の推進役となるよう努めていきます。

誰もが成年後見制度を利用しやすいとする基盤整備

1 区長申立て

成年後見人は、申立人が家庭裁判所に審判を求めて選任されます。ところが、認知症、知的障害、精神障害等を抱えている

江東区成年後見制度利用促進基本計画(素案)へのご意見をお聞かせください。
意見募集締切:12/22(水)必着

意見募集用紙の記入欄

氏名	
住所	
年齢	20代以下 30代 40代 50代 60代 70代以上

※いただいた個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

ため、自分で申立てができない人で、身近な親族はすでに亡くなっている、あるいは親族がいなくても交流が無く、頼れない等の事情があり、申立人を確保できない場合があります。こうした場合には江東区長が申立人になって申立てを行っています。

2 成年後見人の報酬助成

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所への申立費用や、後見人報酬が必要となります。

区では、区内に住所を有する認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が十分ではない方で、かつ生活保護を受けていること、またはそれに準ずる低所得者で費用の負担が困難である方に対して、申立費用と後見人報酬の助成を行う成年後見

制度利用支援事業を実施しています。

計画の推進

区は、地域連携ネットワークの体制整備を図るとともに、成年後見制度利用や日常生活自立支援事業等、権利擁護支援体制を充実させる取り組みを行います。そして、区民の誰もが取り残されることなく、地域で安心して共に暮らしていく、地域共生社会づくりに貢献し、その実現に資するよう計画を推進していきます。

事業および進捗の管理

本計画の対象期間は、江東区地域福祉計画と同じ令和4、7年度とし、令和7年度に作成する次期計画において江東区長期

計画の計画期間との整合を図ります。

また、各年度に成年後見制度利用促進協議会を開催して報告を行うものとし、成年後見制度利用促進にかか



江東区災害廃棄物処理計画（素案）意見募集 6・5面

江東区災害廃棄物処理計画(素案)の全文は、区ホームページ(ホーム→区政情報→広聴→パブリックコメント)からご覧ください。

江東区災害廃棄物処理計画 (素案)

パブリックコメント(意見募集)を実施



区では、東日本大震災や熊本地震、各地での台風や豪雨など、近年頻発している巨大な災害で発生する、「災害廃棄物」の適正かつ円滑な処理を実施するために「江東区災害廃棄物処理計画」の策定作業を進めています。このたび、計画の概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

▲平成27年9月 関東・東北豪雨、茨城県常総市の仮置場
出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル (http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h27_suigai/detail/?id=KT-00-02-032&rtp=search&p=3&od=asc)

素案に対するご意見をお寄せください

計画の素案に対する皆さんのご意見を募集します。全文は区ホームページのほか、こうとう情報ステーション(区役所2階)、清掃リサイクル課(区役所隣防災センター6階4番)、清掃事務所(潮見1-29-7)で閲覧できます。いただいたご意見や区の考え方は、後日、区報・区ホームページに公開します。また、ご意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。
[意見の募集期間]
12/1(水)～28(火)必着
[意見の提出方法]
①氏名②住所③年齢④ご意見⑤

区外の方は在勤・在学などを記入し、郵送(区報掲載のはがき等)・ファクスまたは清掃リサイクル課窓口へ。区ホームページからも提出できます(電話受付は行いません)。
☎ 清掃リサイクル課
☎ 3647-9181、FAX5617-5737

【計画策定スケジュール】

12/1(水)	意見募集開始
12/28(火)	意見募集締切
3月(予定)	区議会への報告
	計画策定 区民への公表

災害廃棄物処理計画とは

災害廃棄物処理計画とは、自らが被災することを想定し、平時の備え(体制整備等)や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項を取りまとめたものです。具体的には、災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携協力事項や受援体制等について示します。

計画素案の概要は5面に掲載

郵便はがき



差出有効期間
令和4年1月
6日まで

(切手を貼らずに
お出しください)

1 3 5 8 7 9 0

001

江東区役所 環境清掃部

清掃リサイクル課 行

(受取人)
東陽四丁目11番28号

